

産業統制發展史論

室 谷 賢 治 郎

「信念の晴天から稻妻の如く、自由經濟の諸勢力の自由な活動と競争の調和のために、突如カルテルは出現した¹⁾。」これは前世紀の終、一八九八年にシェッフレが記した有名な一句である。果してカルテルは突如として晴天の稻妻の如く發生したものであらうか。吾々の問題は茲から出發しなければならぬ。

シェッフレに先つこと八年、夙にシェーンランクはカルテルを以て云はば壘太利²⁾獨逸種の新生兒であるとなし、次の如く出生の時と場所とを明言したことがある。曰く「一八七三年五月九日ウィーンに經濟的繁榮の弔鐘が鳴り響いた時、カルテルの誕生時が告げ知らされた。」³⁾シェーンランクに従へば、カルテルの多くは獨逸及び壘太利に於て一八七三年の大恐慌に次いで成立し、カルテル運動は一箇の社會的施設となつたから、それよりも古いカルテルは默殺して差支ない³⁾。但しシェーンランクは右の斷言を如何なる根據に基いてなした

か、その實證を擧げてゐない。随つてビュヒアーの如きは一八七三年の大恐慌に際しカルテルの成立は殆ど認められず、翌一八七四年から七七年までの間に僅かに二三の實例より見出し得なかつたと記して、⁴⁾ シェーンラシクの立言に寧ろ反對の見解を表明してゐる。フィリップポウィツチの説くところも、ビュヒアーと略ぼ同様である。⁵⁾

然らばカルテルの運動は更に新しい時期に及んで發生したものと見るべきであらうか。或はまたこの運動は遡つて古い時期に温ね求めらるべきであらうか。論斷は畢竟するにカルテルの性質及び概念如何に關はると云はなければならぬ。

抑も今日のカルテルといふ語が始めて公に用ひられたのは何時・何處であるかを詮鑿するに、一八七九年五月五日獨逸國會に於て下院議員リヒターが鐵道業、馬車業、機關車製造業等が國內に於けるよりも廉價に外國に向つて販賣しつつある事實を指摘しながら論議したのに見出される。⁶⁾ 然るに獨逸に於るカルテル文献の權威者たるリーフマンは、右の事實を承認しながらも、當時に於てはカルテルの概念も事態それ自らも全然知られてゐなかつたと言ひ、「カルテルの原因は今日の國民經濟に深く根ざし、その成立は特定の時期に於て必然性を有したものでなければならぬ⁷⁾」と論定してゐる。仍てカルテルなる用語の最初の使用を姑く措き、カルテルそのものに關する文献にして嚆矢とせられるものを求めるに、それはリーフマンに次いでカルテル文献學者として知られるウォルフアースを俟つまでもなく、一八八三年に公刊せられたクラインヴェヒターの「カルテル」⁸⁾を擧

げることが出来る。クライヴエヒターはこの書の緒論に記すらく、「從來の經濟學文献は余の知る限りに於てはカルテルに關するものを有しない。それ故余に残された道は、現時の經濟生活のこの興味ある現象を知らんと欲せば、直接この問題を提げて同僚に示す外はない。」⁹⁾然らばクライヴエヒターはカルテルの起源を何處に繹ねるかといふに、既に中世に屬する一四四四年アミアン市の麥酒釀造業者が同盟を結んで、その時まで噸當り一九一〇ソルス¹⁰⁾solesであつた麥酒を、その後は二四ソルス以下で販賣しない申合せを相互にしたといふ事實を引用してゐる。而も企業者にその製品の價格を釣上げることが禁ずる法律は、歴史的に顧るときは近世に及ぶ以前に夙に幾度となく公布せられたところであるから、かかる法律の存在それ自身こそ、他の一面に於て企業者の同盟即ちカルテルの成立を有力に物語るものでなければならぬと推定せられるのである。この點から云へば、クライヴエヒターよりも先に、レキシスは「佛蘭西に於ける勞働組合と企業者同盟」¹¹⁾を著してゐるし、當該佛蘭西の學者の間にも第十九世紀の前半に文献的先驅は示されてゐる。唯だこれ等の書名にカルテルといふ文字が冠せられなかつたまでのことである。

併しながらかく云へばとて、カルテルの成立を直ちに第十五世紀に遡らしめて關聯せしめることは尙ほ速斷の憾を残す。蓋しクライヴエヒターは抑もカルテルを以て獨占的組織と見ることに重點を置くからである。即ち彼がカルテルの定義を與へ、「同一部門に屬する企業者の同盟にして、その目的が加盟者の連帶的處置により相互の競争を制限し又は全然排除し、以て當該企業者或は當該營業部門の經濟状態を一層有利ならしめるに

ある¹²⁾」と教へてゐるときの競争の排除とは、取りも直さず或る産業の獨占化を意味するのである。その證據に彼は繰返し述べる。「國民經濟の計畫的統一的指導は最も重要な生産部門の一定の獨占化なしには到底考へられぬ¹³⁾。」「需要に適合する生産の規整は當該生産者の一定の獨占なしには絶対に考へられぬ¹⁴⁾。」「クラインヴェヒターが獨占到基く組織としての現時のカルテルを、中世のギルドと比較する所以は茲にある。

クラインヴェヒターと同様の見地に立つて、カルテルの意義と生成とを説く學者はブレンタノである。ブレンタノは價格や生産を調整することカルテルと殆ど異るところのない中世ギルドの特質を研究すると同時に、經濟的恐慌並びに過剰生産は一八七三年に始まるのではなくて、第十八世紀の中葉に夙に起つてゐることを指摘した。即ち彼は一七五三年以降、恐慌は一七六三年、一七七二年、一七八三年、一七九三年、一八一五年、一八二五年、一八三六—三九年、一八四七年、一八五七年、一八六六年、一八七三年に生じたと數へ、その對策はカルテルを以て臨むべきものとしたのである。彼の用ひた譬喩として屢々引合に出される一句がある。曰く「カルテルは餘りに高く飛んだ後、再び堅い地面に達する落下傘の如きものである¹⁵⁾。」

カルテルの發生を突發的であると見る主張と、他方、これを獨占的組織として少くとも中世のギルドと聯繫せしめる立場とが、獨逸學者の間に併び行はれてゐることは右に述べた通りである。これを更に詳説する前に、カルテルと類似した企業者同盟で特に米國に典型的な發展を遂げたところのトラストを顧ることにしよう。トラストの問題に關しては一八八八年に米國及び加奈陀に調査委員會が任命せられ、その公の報告書が發

表されたことがある。これに基いてアンドルースの記すところによれば、「トラストと實質的に同一の組織は、數世紀の間存續して來た。例へば中世のギルドの如きものを擧げることが出来る。英國の都市に就ていふときは、商人ギルドこそ正しく今日トラストと稱せらるべきものであらう。且つギルドとても他の世紀に知られる唯一の獨占的制度ではなかつた。」¹⁶⁾而してアンドルースは一五六〇年にロットが胡椒の獨占をなした事實を「大規模な胡椒トラスト」と呼ぶのである。即ち米國の學者はアンドルースに限らず、多くは當初からトラストを解するにスタンダード石油會社の採つたやうな最も高度の形式のもののみを以てせず、廣く同業者が製品の價格につき同意する結合であるとなすものやうである。随つて歐洲で試みられたカルテルは米國でも亦行はれ、同一の原因がトラストの形成となり且つカルテルと同様の目的によつてそれが指導せられたと見るのである。かくて米國學者がトラストの性質を吟味する態度に與するとせば、カルテルは獨逸或は歐洲に特有の現象でなくなり、古今東西の諸國に共通な制度とならざるを得ない。唯だ時と場合によつて、同一の獨占運動が形成を異にしたといはざるを得ないことになる。換言すれば一國の産業を獨占の力によつて結合し統制すること、古代に於ても到る處に見られた事實で、その歴史的發展に於ける最近の様相がカルテル若しくはトラストであると解釋するのである。

然るに本篇劈頭既に引用した通り、カルテルの現象は極めて新しいものであるとの印象を與へる文言が讀まれる。これ等の文言を聯ねる學者は、現代のカルテルと往時の企業結合との連續性を閑却するのみならず、

動もすればカルテルの理論とカルテルの事實とを分離する傾きがある。殊にカルテルを法律的に取扱ふ學者の中には、カルテルの成立を殆んど現時に限る者さへ見られる。例へばフレヒトハイムの如きは、「カルテル法は法律上の新領域で、法律家が從來萎縮して經濟學者に従屬しながら立入つたところである。法律の發展は概ね經濟上技術上の進歩に後れ馳せに蹊いて行く。このことを吾人は今日航空法並びにカルテル法につき觀察する。航空法及びカルテル法は共に尙ほ發展の端緒にある。」¹⁷⁾と述べてゐる。

右の如きカルテル論争は、要するに前にも觸れた通り、カルテルそのものの性質を如何に見るかによつて決せられなければならぬが、併し特にカルテルの獨占的性質の問題が肝要である。カルテルの概念に「市場の獨占」を欠くべからずとする説は今日寧ろ多數者の唱へるところであるが、これに反對の少數者の議論と雖も輕視することは出来ぬ。少數派の一人としてグルンツェルの見解を窺うに、彼はカルテルの獨占的地位を目的に對する手段と考へるけれども、目的それ自體と見ない。¹⁸⁾換言すればカルテルの目的は「競争の制限」にあると論ずるのである。蓋しカルテルは同業者を悉く結合せしめようとするものであるが、この理想は事實上達成せられること殆どなく、假令凡ゆる企業を網羅することに成效したとしても、尙ほ新しい競争の發生する可能性があるから、十全な獨占は依然として現はれぬといふのである。¹⁹⁾

獨占に關するグルンツェルの見解は、これを分析すれば法律的或は自然的獨占の如き絶對的獨占到該當するものといふことが出来る。然るに獨占には相對的獨占も考へられる餘地があり、かかる相對的獨占或は準獨占

を獲得することは競争を制限する度合に應ずると見て差支ない。グルンツェルの論敵たるメンツェルの立場は茲にある。メンツェル自身をして語らしめるならば、「カルテルの目的は企業者の自由統合による競争の制限である。それは技術上の意味に於て独占と區別せられる。後者の場合は法律的強制により自由競争が排除せられるからである。」²⁰⁾

カルテルの目的として独占、特に相対的独占が顧慮せらるべきことは、リーフマンが夙に洞察したところで、リーフマンのカルテルに關する最初の著作「企業者同盟」中には、次の如く記されてゐる。曰く「競争の排除を前提とするのではないけれども、その加盟者に独占家としての政策を共に實施せしめるのがこの種の独占の特性である。随つて交換經濟組織の成員の結合をば競争の存在にも拘らず、独占家の利益を成員に與へる手段であると定義することが出来る。」²¹⁾而してリーフマンはその後屢々カルテルに就ての論著を公にしたが、最新の版に於ては世上に独占に關しての正鵠を得ない見解が尙ほ弘まつてゐることを慨き、下の如く述べてゐる。「独占の經濟的本質を闡明せんとする約三十年に亘る余の努力にも拘らず、特に法律的文献にはこれに關する全く謬つた觀念が甚だ廣がつてゐる。」²²⁾

このリーフマンの警告に觸れカルテルの本質觀を改めたと見られる學者は前後一二にして止まらぬ。チャーシュキト、イセーの如きが然うである。チャーシュキトは始めの頃の勞作に於ては、グルンツェルと共鳴する立場を採つてゐたが、次第にカルテルの独占的性格を認める内容を盛つた諸論策を公にし、最近の著作に於

ては「カルテルとは市場を主動的に規制することによつて加盟者の經濟的成果を確保し向上せしめるため、同業の獨立企業者が契約に基き結合したものである。」²³⁾との定義を與へてゐる。またイセーも一九三二年に「カルテルの私法及び公法研究」を著した時には、カルテルの諸活動は市場の獨占的支配と何等關係がないと²⁴⁾明言したけれども、その後一九三〇年に「獨逸國內外に於けるカルテル立法の發展」を公刊するに及んで、「カルテルは自由競争との對偶である。それは企業者間の競争を市場に於て排除し又は制限せんとするものである。」²⁵⁾と斷定してゐるのである。

かくしてカルテルの性質を「市場の獨占」或は「市場への影響」に認めることは、獨逸學者の今日の通説となつたといつて宜い。翻つてトラストの性質を検するに、曩に擧げたアンドルース以後、獨占的結合であることを強調する點は現在とても變りがない。その代表的な見解としてジェンクスの言に聽かう。曰く「所謂トラストの凡ては獨占家的勢力を有し、正に獨占と稱せられる。」²⁶⁾

カルテル及びトラストが共に獨占を目的とする企業結合であることは、英國學者も殆ど一樣に認めるところである。例へばフィツゲラルドは「トラストは英國産業の一般的特徴となつた。自由貿易と資本家的個人主義の故郷たる英國は、準獨占の組織で蹂躪せられるに至つたことを容認しなければならぬ。」²⁷⁾と述べ、マックグレゴアは「トラスト及びカルテルは企業結合の同じ勢力の兩面である。唯だその間に方法上著しい相違がある。」²⁸⁾と説くのである。

以上極めて簡単に辿つて來たところからして定立し得ることは、カルテルにせよトラストにせよ、凡そ企業者が生産又は販賣につき市場を獨占せんがため結合する組織は、苟もその研究を現在の形式にのみ限るべきではなく、現在に至る發展の歴史にも及ぶべきであるといふことである。逆言すればシェーランクの如く一八七三年以前にカルテル無しといふやうな大膽な立言は、姑く斥けられなければならぬ。經濟史の敘述を探求する者は、言葉の最も廣い意味に於けるカルテル乃至トラストをなす獨占運動が、世界の凡ゆる市場に於て各種の形態を採つて現はれた事實を観察せずには居られない。即ち競争の生ずるところ、そこには必然的に不可分の配偶として獨占運動が招來せられるのである。固より經濟生活が複雑を加へるに伴ひ、獨占運動も複雑な形態を示すが、併しその本質には變りはない。最近、論者の中にはカルテルの變質或は變容を力説する者も見られるけれども、寧ろ變容したのは經濟制度の側であるといふべきである。例へば國家が嘗ては企業結合を禁止する法律を制定したのに、近くは反對に強制カルテル法を施行するに至つた事實は、同一の經濟現象に適用せられるもので、カルテルが獨占運動を廢棄したことを意味するものではない。

本篇は右の如き觀點からして、企業結合廣くは産業統制の發展を跡付けようとする試であるが、先づ以て近世、特に第十六世紀の獨逸をテーマに取る。同期に於ける英國・佛蘭西等の検討や、遡つては古代・中世、降つては最近世に於ける諸國の探索は他の機會に譲りたい。

(1) A. Schäffle, "Zum Kartellwesen und zur Kartellpolitik," Zeitschr. f. d. ges. Staatswissenschaft, Tübingen 1898, S. 467.

- (2) Br. Schönbank, "Die Kartelle," Archiv f. Soziale Gesetzgebung und Statistik, 1890, III. Band. S. 493.
- (3) Ebenda. S. 492 ff.
- (4) K. Bücher, Die wirtschaftlichen Kartelle. Leipzig 1895. S. 142.
- (5) E. von Philippovich, Grundriss der Politischen Oekonomie. Tübingen 1906. 6. A. II. Band. I. Teil. S. 194.
- (6) R. Piotrowski, Cartels and Trusts. Their Origin and Historical Development from the Economic and Legal Aspects. London 1933. P. 12. note.
- (7) R. Liefmann, Kartelle, Konzerne und Trusts. Stuttgart 1930. 8. A. S. 23.
- (8) F. Kleinwächter, Die Kartelle. Ein Beitrag zur Frage der Organisation der Volkswirtschaft. Innsbruck 1883.
- (9) Ebenda. S. III.
- (10) Ebenda. S. 137 ff.
- (11) W. Lexis, Gewerksvereine und Unternehmerverbände in Frankreich. Leipzig 1879.
- (12) Kleinwächter, Kartelle in Handwörterbuch der Staatswissenschaften. Jena 1910. 3A. V. Band. S. 792.
- (13) Kleinwächter, Die Kartelle. Innsbruck 1883. S. 83.
- (14) Ebenda. S. 178.
- (15) L. Brentano, Ueber die Ursachen der heutigen sozialen Not. Leipzig 1889. S. 24.
- (16) Andrews, "Trust According to Official Investigations," in the Quarterly Journal of Economics. Boston 1889. Vol. III. p. 117. Quoted in Piotrowski, p. 16.
- (17) J. Flechheim, Die rechtliche Organisation der Kartelle. 2 A. Mannheim 1922. S. 1.

- (18) J. Grunzel, Ueber Kartelle. Leipzig 1902. S. 10.
- (19) Ebenda. S. 11.
- (20) A. Menzel, Die Kartelle und die Rechtsordnung. Leipzig 1902. S. 3.
- (21) R. Liefmann, Die Unternehmensverbände. Freiburg 1897. S. 35.
- (22) R. Liefmann, Kartelle, Konzerne und Trusts. 8 A. Stuttgart 1930. S. 10.
- (23) S. Tschierschky, Kartell und Trust. 2 A. Sammlung Götschen. Bd. 522. Berlin 1932. S. 21.
- (24) R. Isay, Studien im Privaten und Öffentlichen Kartellrecht. Mannheim 1922. S. 13.
- (25) R. Isay, Die Entwicklung der deutschen und ausländischen Kartellgesetzgebungen. Berlin 1930. S. 4.
- (26) T. W. Jenks, The Trust Problem. New York 1901. p. 38. 4 ed. p. 63.
- (27) P. Fitzgerald, Industrial Combination in England. London 1927. p. 187.
- (28) McGregor, The Evolution of Industry. Revised ed. London 1931. p. 217.

11

第十六世紀は獨逸諸國に於て特にカルテル運動の成效を見た時期である。このことは獨逸の國會に於て幾多の反獨占的決議が、羅馬法の原理に倣つてなされたことに顧みて明白である。この時期に於ける獨占組織に反對の最初の處置は、一五一二年にトリエル及びケルンの國會によつて採られた。²⁹⁾ 右の國會は組合及び個人の商人によつて組織せられる獨占が、禁止せられてゐるに拘らず發達し來つたことを指摘し、これを抑止し一般の

福利を増進するため、商品を掌中に集中して任意に高價を課する有害な組織の形成を嚴に禁止したのである。また供給者及び購入者と所謂排他的契約を締結し、供給又は購入につき競争者を排斥したり、供給者がカルテルの非参加者に協定價格以下では財貨を引渡さず、競争を殆ど不可能ならしめたりすることは禁止されたのである。これ等の禁止に違反した組合並びに個人の商人は、全財産の沒收によつて處罰され、剩へ國外追放の代りに全國の官廳から法律的保護を褫奪された。而して國會の反獨占令が嚴守されてゐるか否かを監督するため、地方廳は特に訓令を受け、違反者の檢舉及び處罰の責に任せしめられた。

これと同時に國會は商事會社をも例外に置かぬといふことを明言した。商事會社の設立は従前にあつては獨占、即ち任意の價格を附ける目的で特定商品を掌中に集中することに偏らぬ限り、制限なく當事者の自由協定に委ねられたのである。隨つてこの細目規定は甚だ重要で、國會が獨占的意圖を有する商事會社を抑壓する趣旨を強調したものに他ならぬ。

然るに右の一五二二年の國會の決議は、實際上カルテル運動を抑壓することが出来なかつた。それ故この條項はその後の國會の法律中に幾度となく繰返されなければならなかつた。特に一五二二年—二三年のニユーロンベルク、一五二六年及び一五二九年のシュバイエル、一五三〇年及び一五三二年のアウグスブルクの國會にそれが見られた。かゝる法律を公布するに至るまでの國會内の論議は、商品を買占めることによつて個人が獲る獨占のみならず、市場を獨占するために同一の手段を用ひたところの更に脅威的な獨占團體即ちカルテルを

も含むものであることを明かに示してゐる。例へば一五二二年十二三年のニュールンベルクの國會での獨占部
委員會報告中には、會社は「如何にしてその商品を販賣すべきかの秘密の協定をなし、誰も他の者に安く販賣
することを誘致し又は強制すべきでない。」³⁰⁾と記されてゐる。今日の價格カルテルの要領と一脈相通するこ
ろがあるのを窺ふべきである。

獨占が獨逸諸邦で禁壓された事例としてはこの他に下の如きものがある。一五二七年のドレスデンの市會は、
鞣革の價格を釣上げて國內の短靴・長靴を高價ならしめたところのサクソン州製革業者の價格カルテルを譴責
した。而してこの州會は、製靴業者には騰貴の原因は鞣革にあるとして罪無しと宣告した。³¹⁾また一五三四年の
サクソン州會は、羊毛を共通に仕入れて販賣する商人のカルテル結成を禁じた。即ちこれは凡ての當事者を例
外なく包含させ、均一の仕入價格又は販賣價格を命じたもので、云はば現代に於ける販賣カルテルである。更
に一五四八年の國內治安法は、上の一五二二年のトリエル及びケルンの國會の決議と同様に、獨占と買占が財
産没收や國外追放の罰則によつて禁止せられてゐるに拘らず、常習となつてゐることを掲げた。これ等の獨占
は競争を一層有効に排除しようとして、前通り排他的契約を利用したものである。一五四八年の國內治安法が
かゝる有害な合意の禁止を再始したことはいふまでもない。

これと類似した法律は一五四〇年にカロロ五世によつて公布せられた。その趣旨は、他の善良にして正直な
商人や手工業者を害し且つ一般の福利に反して、多くの商人や手工業者が行ふところの獨占及び不當な契約か

ら生ずる損失を防止するに在つた。この勅令は、獨占到異らず一定種類の商品を購入し、これを貯藏し、後に不當な利益を獲るか或はこれに似た方法で販賣することにより一般の福利を害する契約、約束、協定等を締結することを、商人・手工業者その他如何なる人たるとを問はず、明かに禁止したものである。禁止の行はれた場所は、都市、教區、商人の會社、手工業者の組合、宗教團體その他獨占到類する規約を設けることの許されぬ凡てのもので、この種の従前の條例は凡て無効とせられ、各州の官廳は勅令の實施を監督しなければならなかつた。この規定に屬する法律上の制裁は、全財産の沒收と營業權の剝奪とであつた。カロロ五世の右の獨占禁止令は、カルテル運動の歴史にとつては特に注目し値するものである。蓋し當時の獨占到關するカルテルの性質がこの中に極めて明瞭に反映されてゐるからである。即ち先づそれは市場に於て獨占を獲ようとしつつある商人及び手工業者の團結により最も多く採られた方法たる商品の買占及び貯藏に關聯してゐる。次に同じ獨占的政策が都市、教區、商工業者のギルド等によつて採られたといふ事情は、看過し得ぬところである。進んで右の勅令の目的が一般の福利に存し、同時に結合なき商工業者を保護する必要あることを力説した點は、特色として擧げなければならぬ。

右の後約三十年を経て、一五七七年にはフランクフルトに國內治安法が公布せられたが、これは一五四八年のアウグスブルクの國內治安法を殆ど文言通り繰返したものである。即ち事態が變化せず、獨占運動の益々普及しつつあることを認め、地方廳の活動を一段と要望するに至つた。詳言すれば獨占違反を檢舉する義務を怠

つた官廳には、大審院から百マルクの罰金を課すこととした。また官廳をして犯罪嫌疑者を發見する上に便利ならしめるため、信賴するに足る告發者には犯人の沒收財産の四分の一を與へる旨の規定を設けた。尙ほ獨占を形成する共犯者が事實發覺前に官廳に自首して出たときは、報酬を與へぬけれども處罰を免除した。³²⁾

以上に記した獨逸の諸法律は、個人企業者により獨立に形成せられると合意の上で成るとを問はず、凡て獨占到關するものである。後者は商事會社の形式を採る企業者の結合であつた。この二つの種類のもは同様の取扱を受け、その間に何等實質的な區別を施されなかつた。即ち獨逸の立法者にとつては、獨占到組織するのは個人であらうと團體であらうと問ふところではなく、肝腎なことはその内在的性質、即ち或る商品の買占到あつた。これ等の法律は獨占到團體に向けられたのであるから、今日の凡ゆるカルテルを包含したといつて差支ない。シュトリーダーが「第十六世紀の立法が獨占到に向けられたとせば、——效力はなかつたにせよ——それは中にカルテルをも含む。」³³⁾と述べてゐるのは味讀すべき節である。

第十六世紀の反獨占到法の解釋は、當時の獨占到罪が市場を獨占到する他の方法を別としても、今日のカルテルに該當するやうな商人及び生産者の結合に適用せられたことを明かに示すものである。第十六世紀の刑法學者は和蘭のダムハウデリウス Jodocus Damhouderius にせよ、伊太利のデキアヌス Tiberius Decianus にせよ、何れも商品の價格に關する商人間の秘密協定を獨占到として擧げた。³⁴⁾かかる態度は第十七世紀の法學者に及んでも變更なく、伊太利のパキウス Julius Pacius・スカッチア Sigmundus Scaccia・獨逸のシュスター Schuster 等

は今日のカルテルの如き獨占を事實と認め、その罪を論じた。(註)

(註) 尙ほ第十七世紀には英國で尙金論が尙商論かが闘はされた時の論客ミッセルド、Edward Misselden 及びマリン Gerard de Malynes に獨占に關する興味ある見解が窺はれる。別稿にこれを取扱ふこととする。

併しながら茲では獨占罪の性質が法律的に如何に扱はれたかを姑く措き、抑も輿論が獨占そのものに如何に對したかを顧みよう。これに就て最も代表的な聲として聽くべきものは、カイザースベルクのガイラーの「正直なる商人は如何にあるべきか」といふ説教であらう。³⁵⁾ガイラーはこの説教の中で、先づ王や貴族から或る商品の一手販賣を許された獨占は正當であるとした。次で彼は一手販賣をせず、他の獨占者と結託して販賣價格につき秘かに約束し、商品をそれ以下では頒たない最低價格を定め、盟を立てる獨占を *Stupfer* と呼んだ。隨つてかかる獨占的管理の下にあつては何人も獨占家の命ずる價格以下では布片の一部さへ買ひ得ず、高價を課せられるに委ねられるといふのである。

ガイラーの説くところによれば、獨占家の附ける價格は法外のものでなくても、獨占家の秘密協定は依然として獨占たることを失はぬ。その有害であるのは、自由な企業を抑壓するからである。隨つてガイラーは罰すべき獨占と正當な獨占との間に實質上の相異を認めず、兩者を共に商業に害ありとして非難を加へた。かくて彼は凡ての獨占は甚しく不道德であり基督教の倫理や説教に背くが故に、死罪に當るとまで論じたのである。中世以來の基督教の經濟倫理、就中トマス・アクイナスによつて説かれた正常價格 *justum pretium* の觀念

は、第十六世紀に至つても何人にも身分に相應する生活程度を確保することを以て生活原則たらしめ、ガイラ
半の右の如き説教ともなつたのであらう。因みにガイラトと略ぼ同じ頃、宗教改革の第一人者となつたルーテ
ルも獨占を商業に於ける暴利と共に論難したことは注目に値する。ルーテルは羅馬法王に叛旗を翻したと同時
に、獨占的大家業を營んだフツガー家を攻撃し、フランクフルトを金銀の陥牢であると名付けた。³⁶⁾ フランクフ
ルトでは定期市の開かれる都度、約三十萬フロリンの大金が獨逸から搬び去られたからである。
さて現代の學者で、第十六世紀の獨逸の反獨占法を以てカルテル禁止令であると力説するのはシュートリッダ
ーであるが、これに對し異論を挿むのはレーニヒ、イセー等の如き學者である。レーニヒの見るところでは、
第十六世紀に於ける立法は本來高利貸の團體及び獨占家を目標に置いたものである。それ故にカルテルは偶々
同じ規則で拘束を受けたに過ぎぬ。蓋し形式上同一の事實が発生し、その經濟的影響に就ては何等の區別も爲
し得なかつたからであるといふのである。³⁷⁾ 併しながらレーニヒの述べるやうな高利貸の團體は、獨占家の團體
を離れて存在したといふ事實は見當らぬ。否、當時は正常價格に就ての基督教の教説に感化せられ、正常價格
を超える獨占組織が高利を徴するものとして非難せられたのである。またレーニヒがカルテルにつき形式と實
質とを分けるやうな取扱ひ方をしてゐるのも正常といへぬ。何となれば過去及び現在の獨占は、特殊の外的形
式に囚はれるものでないからである。即ちカルテルを含む獨占は經濟的團體であつて、法律的團體でないから
である。カルテルが第十六世紀若しくはそれ以前の法律に服したのはその外形のためでなく、他の獨占と照應

する本質のためであるといはなければならぬ。レニヒが第十六世紀の反獨占法をカルテルに關しないと考へたのは、實は彼がカルテルの發生を需要に對する供給の優越の結果であると見て、需要過多の結果たる獨占と見なかつた論理的歸結に他ならぬ。然るにイセーの見地はレニヒと同一でなく、第十六世紀に於けるカルテルの存在はこれを認めるが、甚だ稀であつたと論ずるのである。隨つて反獨占法は何よりも商品の價格騰貴を促す目的で投機的購入をなすものに適用せられたとイセーは述べる。³⁸⁾唯だイセーは反獨占法の用語たる *Fürkauf, Aufkauf, Kauf* の解釋を歪めてゐる點に就ては、レニヒと共通である。即ち彼はこれ等の用語を文字通りに解釋して、單に一時的の投機的購入を意味するものとしてゐる。併しながらこれ等の用語は、英語の *forestalling, engrossing* 並びに佛蘭西語の *accaparement* と同様に、當時は市場獨占のため用ひられた手段を意味したに過ぎぬ。故に *Fürkauf, Aufkauf, Kauf* は、立法上の慣習でも法律でも共に獨占と同義語として用ひられたのである。法律で重きを置いたのは寧ろ獨占組織の特定形態で、それが會社であるか、組合であるか、協定であるか (*Gesellschaft, Vereinigung, Pacte*) 即ちカルテルであるか否かの點に懸けられたといふべきである。イセーが「獨・佛・英の立法の用語例からして本來カルテルに向けられなかつた」と反獨占法を斷定してゐるのは正當でない。尙ほイセーは第十六世紀の法學者の解釋や輿論が自説を擁護するといつてカイザースベルクのガイラーをその代表に擧げてゐるけれども、上に見た通りガイラーの説教は明かにカルテルに向けられたもので、イセーは俗にいふ蠱負の引き倒しをなし

てゐるのである。

カルテルの起源に關しイセーの説く所を見るに、彼は第十五世紀の終から第十六世紀の始にかけての前期資本主義に最初のカルテルが発生したとする。詳言すればカルテルはコロンブス及びヴァスコ・ダ・ガマをして発見の航海に向はしめたと同じ雰圍氣の中に發展した運動で、當時の大商人にギルドの監督を受けぬ方面で新しい利益を齎すため組成を促したものである。随つてカルテルは偶然的事態にのみ限られることなく、自然の力を以て凡ゆる方面に擴がつたといふのである。これは歴史の確認するところであるが、併しこれを以てイセーの主張するやうにカルテル運動の濫觴とするのは當らぬ。舊時のカルテルも現時のカルテルと同様に獨占的組織であつたことを考へるならば、第十六世紀の反獨占法が獨占そのものを禁止した以上それは亦有力に擴大しつゝあつたカルテルに適用せられたことについて疑を容れる餘地はない。

- (19) R. Piotrowski, Cartels and Trusts. London 1933. p. 176.
- (20) J. Strieder, Studien zur Geschichte kapitalistischer Organisationsformen. Monopole, Kartelle und Aktiengesellschaften in Mittelalter and zu Beginn der Neuzeit. München und Leipzig 1914. S. 184.
- (21) Ebenda. S. 186.
- (22) Piotrowski, p. 183.
- (23) Strieder, S. 184.
- (24) Isay, Die Entwicklung. S. 10.

- (35) Strieder, S. 189. ff.
 (36) H. Sieveking, Entwicklung, Wesen und Bedeutung des Handels. 2 A. G. d. S. V. Abt. I. Teil. Tübingen 1925. S. 49.
 (37) O. Lehnich, Kartelle und Staat. Berlin 1928. S. 20.
 (38) Isay, Die Entwicklung. S. 10.
 (39) Ebenda.

III

獨占に反對の法律や輿論が存したにも拘らず、實際上は第十六世紀に於ける獨占組織の運動は毫も減退を示すことなく、却つて經濟生活の新しい領域へ浸潤して行く有様であつた。それは當時商工業の急速な發展が大なる資本を必要とすると共に少からぬ危険を負ふこととなり、一企業の財源を遙かに超えるやうな獨占の形成を導いたからである。随つて數個の企業間の協定に基いて形成せられる統合的獨占の風靡を見、茲に個人による獨占よりも、カルテルによる獨占が優勢を占めるに至つたのである。

而もかかる情勢は當時の統治者たる王侯貴族の經濟政策によつて拍車を加へられた。これ等の王侯貴族は軍費の調達や豪華な生活の經費を造出するため、獨占に反對の法律や輿論を無視して商工業の獨占的傾向を掩護した。⁴⁰⁾例へばカール五世、フェルデナンド一世の如くである。その方法は王室の特權を民間企業者に貸與し、代りに巨額の借入金を受けるのである。また或は王自らが獨占を組織し、これを最高の競買人に貸附けるので

ある。これ等の官營事業の獨占的機構は借受人に市場の獨占を獲せしめることを幫助するものであつた。加ふるにこれ等の民間獨占家は國家獨占の法律上の賃借人として、市場の不法獨占到對する告訴を全く免除せられた。

かくカルテル運動を間接に促進せしめた上に尙ほ注目を牽くのは、王侯貴族が民間のカルテル結成に積極的に協力したことである。民間の企業はこの協力に對する高價な經費を直ちに負擔した。蓋し彼等は反獨占法を犯したことによつて檢擧せられる場合に、王侯から安全な保護を求め得たからである。事實、獨占を組織して罰せられた企業者のために、王は屢々吏員と折衝するやうなことがあつた。即ちこれに關しては安全保障敕書(Schutzbriefe, Majestätsbriefe)を交附して、獨占罪の犯行に對する詰責及び告發の免除を保證したのである。安全保障敕書は王室の財源にとり羅馬法王にあつての免罪符と同様に、閑却し難い新泉となつた。それはこの敕書に對して二十フロリン乃至百フロリンの手數料が課せられたからである。カール五世の如きはフツガー家に三通の安全保障敕書を與へてゐるのである。(註)

(註) シュトリーター教授の勞作の附録には、カール五世がヤコブ・フツガーの嗣子に與へた一五二六年十月十九日附グラナダに於ける敕書が掲げられてゐる。⁴¹⁾

かくの如くして王侯の援助と協力とを受けたカルテルは、専ら鑛山業方面に發達し、獨逸及びその隣接地方のチロール、ハンガリア、ポーランドを包容した。⁴²⁾第十六世紀に於ける獨逸の鑛業は極めて殷賑を示し、これが

幾多の都市の發生を促し、同時に百萬を以て算へられる商工業者の繁榮を致したため、一般にカルテルは不況時に成立するとは限らず、好況時にも結成せられるといふ例證を與へるのである。而してカルテルは加盟企業者に利益を齎すものであるから、鑛業の發展から導かれながら更にその一段高い發展を資けることとなり、期せずして初期のマーカンチリズムの計畫を實現することとなつた。即ち一國に於ける産業上の勢力を或る計畫に基く經濟機構によつて増大しようと努めたマーカンチリストは、カルテルによつて有力な味方を獲たのである。アダム・スミスが「獨占こそマーカンチリズムの唯一の機關と見える」と論じたのは、⁴³⁾ 正當な觀察といはなければならぬのであつて、第十六世紀の獨逸鑛業は的確にその史實を供給するものである。

併しこのことは觀念の一致であつたといふよりは、寧ろ事實の併發であつたと見るべきである。蓋しマーカンチリズム・システムの目的として獲得するのは國權であり、全體としての國民の富であり、他方カルテルの目標に置かれるのは國民の一部を成す同盟企業者の富である。随つてカルテル運動が各國に於ける國民經濟の多くの方面の發展に資した事實があつたにも拘らず、それはマーカンチリズムの時代に法律及び輿論の反對を受けた。この故にイセーが「王侯による獨占の援助を金錢的欲求に歸せしめるのは謬りで、寧ろマーカンチリズムの精神に即應したものである」と説くのは、⁴⁴⁾ 却つて正鵠を得ぬ見解である。若しイセーの説く通りであつたとすれば、王侯はそのカルテル援助政策につき隱蔽的態度を捨てたであらうし、マーカンチリズム進化の一要因としてのカルテル運動は輿論及び法律の上でも認承を得たであらう。シエトリューダーの外にもエーレンベル

ヒ・ヤンセン等の如き秀でた歴史家は、その業績の中に王侯の資金需要がカルテル運動援助の眞の動機であつたことを力説するのである。⁴⁵⁾

併しながら獨逸の鑛業カルテルが元來は富裕な商人及び重要な商事會社の私的創意に淵源することは、これを看逃してならぬ。取分けヤコブ・フツガーを代表とするフツガー家の會社は顯著で、夙に一四九八年の銅カルテルを始めとして、第十六世紀の諸種のカルテルはフツガー家の組織的精神の具體化であるといつても差支ない。事實、當時の獨逸の鑛業カルテルにして、フツガー家と關聯しないものは殆どなかつたのである。單に獨逸國內のみならず、スペインやポーランドにまでフツガー家の名は、商業獨占の組織者として轟いたのである。

かくて第十六世紀に於ける最初の注目に値するカルテルは、一五一五年の銅カルテルとなつてフツガー會社の創意の下に出現した。これはフツガー家と並び稱せられるアウグスブルクのヘックステッター家Höchstattersと共同して、チロール地方及びハンガリア地方の銅の販賣を目的として形成せられたものである。即ち當時銅の生産状態は、その需要及び消費を超過し市場價格を低落せしめたから、既に一四九八年に銅カルテルの結成を見たけれども、一五一五年に再びカルテル協定が締結せられたのである。この場合、國王マクシミリアン一世はチロール地方の鑛山所有者として、銅の市場價格の維持に直接の利害を感じ、競争企業の提携を圖るのを良策と認めカルテル結成を勸奨するところがあつた。

このカルテルの契約によれば、高地獨逸 Hochdeutschland と伊太利との市場にはチロール産の銅を供給し、和蘭の市場にはハンガリア産の銅を割當てる。唯だ例外として後者はハンガリア産の銅の一部をチューリッゲン^{ツルンゲン}のホツホキルヒ Hochkirch の熔鑛爐で製煉することを認められ、茲で製造せられる銅はその地方の市場へ出すことが出来た。今一つの例外は茲で銅の一千ツェントネルを買ひ、南獨逸のイエリゲンタール Jörigen-^{ツルンゲン}の熔鑛爐で製煉することを許されたことである。而してフツガー會社に對してはハンガリア産銅が獨逸領を通過する權利を規定した。但し、協定の有効期間中のみならずその終結後も、通過の銅は獨逸の市場で販賣せぬといふ條件が附けられた。然らざればフツガー會社は銅の手持全部を抑留され、王の懲戒處罰を受ける危険を冒すこととなつた。王は民間のカルテル協定に設けられた罰金規定を許可し且つ強化した。即ちこれこそ王がカルテルの形成及び存續に直接の關心を寄せた有力な證左といつて宜い。同時にこれは典型的な地域カルテルに屬するもので、均一の價格を定めなかつたとは云へ、販賣地域の割當によつて競争を排除したのである。尙ほこのカルテルの存續期間は四年であつた。

王室の援助によつて出現した右様のカルテルと共に、専ら民間企業に由來するカルテルもあつた。例へば一五二三年にゴスラー Goslar に於ける硫酸工場の所有者等がブルンスウィツクの若干の商人と、三年間硫酸の全部を一定價格で供給するといふ協定を結び、年々の供給量を少くとも百樽とした。また略ぼ同じ頃、ライヘンハル Reichenhall 鹽の商人がワツサーブルク Wasserburg 及びトラウエンシュタイン Traunstein でカルテ

ルを形成した。このカルテルは協定細目に割當てられてある量が賣切れぬ迄は、鹽の新規供給の注文を加盟者に許可せぬこととして、地方市場に於ける需給調整を維持したものである。⁴⁶⁾

これと同時に純然たる個人が、競争を排除して市場を支配する一大企業に發展した實例もないではない。その典型的なものは第十六世紀の始めに世界の水銀市場を支配するために、ヘックスター家が形成した水銀獨占である。⁴⁷⁾ヘックスター家は一時は實際に獨占的地位を獲得することが出来たけれども、スペイン及びハンガリアに新しい水銀鑛が発見せられるに及んで、獨占に破綻を招くこととなつた。併しながら新鑛の発見が無くとも、右の獨占は早晚失敗すべき運命を有したものである。何となれば獨占の潰滅後に殘存した水銀の有高は、處分し切れぬ程需要を超過してゐたからである。これは獨占の組織自體の不完全による避くべからざる結果であつた。ヘックスター家は生産を市場の能力と調整するにつき生産者と協定するところがなかつたから、實際の需要以上の産出高に關し何等の影響を與へることが出来なかつたのである。即ち需要を喚起するために水銀の産出高全部を引取る中に、次第に自己の資本を凝結せしめ、遂には失敗を免れなかつたものである。

一四八八年以降これと類した個人の獨占が、一箇年毎の形式でフツガー家によりチロール地方の鑛山の銅及び銀につき組織せられた。この中最も顯著なのは一五一四年銅及び銀の産出高全部を買取つて獲た獨占である。但し、翌年ヤコブ・フツガーはヘックスター家と共同して獨占を繰返した。⁴⁸⁾個人の獨占の今一つの例は、一五二五年から一五四六年までフツガー家が占有してゐたハンガリアのノイゾーレン Neusohlen の銅鑛及び銀

鑛を、アントン・フツガーがフェルデナンド王に契約満了の通知を出して賃借した場合である。⁴⁹⁾この獨占は既に第十五世紀の九十年代に、フツガー家とクラコウの商人ジョン・チュルツォ John Thurzo と共同で組織されて存在したもので、フツガー家の支店であつたが、獨立の企業として經營することを許されたのである。即ち今日の用語を以てすれば娘會社で、自ら「ハンガリアの共同商業」Der gemeine ungarische Handel と稱した。但し一五二五年にチュルツォは脱退したから、フツガー家のみが獨占の賃借人となつた。

併しながら當時に於けるカルテルの大多數は、王侯貴族の直接間接の協力に俟つものであつた。それは既述の如く王侯の協力が民間の商工業者の創意を促進したのみならず、法律違反の場合にも國家の檢擧から免除せしめたからである。随つて第十六世紀の始めにはカルテル運動の擴張に導いた王室協力の實例が少からず見られる。先づ一五一八年には、ブランデンブルク選舉侯のアルブレヒトが一萬マルクの借入金を無利息で受けた報酬として、領内に於ける琥珀の一手販賣を一箇の共同契約の下に、ケーニヒスベルク、ダンチツヒ、リューベックにある三つの商事會社に與へた。⁵⁰⁾

次にサクソニア州では第十五世紀の終りに、サクソニア公ゲオルクの援助により「錫購買の會社」Gesellschaft des Zinkkaufs⁵¹⁾が組織された。この中には州内の生産者は固より、錫取引に利害を有し且つこの會社に融資した商人が含まれ、フツガー家も參加した。一五〇〇年ゲオルク公はこの會社に三年を限り錫取引の獨占の特權を與へた。その結果として、錫の生産者は凡て豫め一定の價格で産出高の全部を會社に供給すべきことを命

ぜられた。即ち一種の強制カルテルである。會社は大いに繁榮し、錫生産に少からぬ刺戟を與へたけれども、後に至り生産者側が販賣につき自由を獲たいと要望する餘り、ゲオルク公も一五〇四年の末に特權を取消さざるを得なくなつた。その後、錫取引を獨占するカルテルへの復歸の欲求が經濟的方面からも法律的方面からも示され、特に一五一八年の法律の見解には注目すべきものが現はれた。いまシュトリーダー教授の研究を通じて右の法律の見解を窺ふに、錫の獨占が規定したのは單に錫の取引のみでなく、その生産である。かかる獨占は「錫購買」Ninkaufと名付けられたが、併し古い獨逸の獨占法の「購買」Kaufは、これを文字通りに解釋して投機を以てする商品の一時的購買に限定してはならぬことが知られる。随つて上の見解を表明した當時の法律家は、サクソニアの錫の卸營業を改善するためには獨占が欠くべからざることを強調し、一五〇〇年の舊會社に倣ひ一大商事會社を設立し、凡ゆる鑛山が一定の價格でその生産量を販賣すべきやう提唱した。即ち錫の價格を引上げるためには年々の生産の最大限を三千ツェントネルにしなければならぬと考へた。而してカルテルたる會社の設立及び經營に必要な資本は、サクソニア公とその指名を受けた商工業者並びに資産家により應募せらるべきものとする。會社の經營は二人の選任せられた加盟者の手に委ねられるが、これに従屬する行政機關によつて錫取引の全體を統制し、カルテル契約の履行を監督することにする。更にシュラツケンワルド Schlackenwaldにあるボヘミア錫鑛の競争を避けるためには、これと協定し、市場を割當て、その生産の割合を正確な數字で決定すべきことを提案する。兩者の各々は年々三千ツェントネルまで採掘し得ること

ととし、一年に二千ツェントネルを消費するニューレンベルクの市場はポヘミアの鑛山に委ね、同量を消費する和蘭の市場はサクソニアの錫のために留保する。相互の割當の残り一千ツェントネルは自國の市場に販賣することを妨げぬ。この計畫にポヘミア鑛山の支持を得てそれ以上の競争對立を失はしめるためには、毎年損失を蒙りながら六千ツェントネルを販賣するよりは、寧ろ利益を收めながら三千ツェントネルを販賣する方が望ましい。進んで輿論を靜めるため、且つこの獨占が商品を取藏して價格を釣上げるにも拘らず暴利を占める契約でないことを認めしめるため、右の行爲が公衆の福利のためであり、特に貧者のためであり、何等良心の呵責を受けるものでないことを明かにする必要がある。茲に貧者といふのは鑛山で使用せられてゐる勞働者のことで、彼等は不況に逢へば窮乏せざるを得ぬ者である。

右に稍々詳しく紹介した論者は獨占が公的には處罰されることを知つてゐるから、苦心して獨占といふ表現は決して用ひなかつた。即ち絶えず「錫購買」Ninkaufと唱へ、また一度だけ「商品の取藏」Sperrung der Ware と名付けたのである。随つてかかる慣習を熟知してゐる立法家は、獨占よりも寧ろ商品の購買及び買占(Kauf, Ankauf)につき論じたのである。これによつて見ても當時既に大規模な商工業の組織が一般に認められてゐたことが知られる。即ち商品のカルテルは商業にのみ限られず、同時に生産をも含まなければならぬことが明かに理解せられてゐたのである。また今日に於ける國際カルテルの意義が十分に知られてゐたといふことも出来るであらう。

この一五二八年の法律的見解と類するものは、一五二五年ニュールンベルグの商人クリストフ・フューラー Christoff Furer が提唱した銀の一大カルテルである。⁵³⁾ この場合のカルテル政策の追及には二つの道が與へられた。即ち一は直接に銀の價格を釣上げることであり、他は純銀の在來の同一量を保持しながら名目の大なる銀貨を鑄造することであつた。この計畫は國內の諸侯から認承を得たけれども、ゲオルク公の拒否に遭つて實現されなかつた。ゲオルク公は貨幣の減價が國に害を與へることを惧れたのである。

生産に間接の影響を與へるカルテルの別の例は、一五二〇年にサクソニアとボヘミアとの鑛山所有者、即ちサクソニア公たるフリードリッヒ、ヨハン及びゲオルク、民間の商人たるヨアキムスタール Joachimstal のシュリック Schlick・シュラッケンワルドのフルーグ Pflug 等の間に結ばれた協定である。⁵⁴⁾ これは兩地方の鑛山業に於ける労働の需要と供給とを統制しようとして企てたものである。即ちカルテル契約の當事者は、その仕事場に於ける労働者に同一率の賃銀を支拂ふ責を負つた。交代の採掘は能率を低下し二重支拂に導くのを以て禁止された。同時にこのカルテルは労働者側で同盟罷工の擧に出る場合を豫防し、罷工を教唆した廉で解雇された鑛夫をカルテル所屬の工場では雇入れぬことにした。加ふるにカルテル加盟者は、罷工者が一團となつて一企業から他企業へ移動するのを處罰することに努めた。かくてこのカルテルは一五四〇年に契約を更新せられて、相應に欠しく存続したが、工場閉鎖乃至同盟罷工に反對の趣旨を有する統制であつたと見て宜い。

これと同様の要求は、一五二〇年にサクソニア公ゲオルクの特權によつて組織された錫獨占の創設に於て效

を奏した。⁵⁵⁾即ち多くのカルテルの組織者としてフツガー家と並んで有名であつたウェルザー家 Welzers を加へたところのライプツヒに於ける三大商人の指揮の下に、特殊の商事會社が設立せられ、これが三年の間サクソニア産錫の卸營業につき獨占を獲たのである。特權を與へるに當り、ゲオルクは錫の生産及び價格の低落がやがて生産を全く杜絶せしめるに至るであらうから、獨占の必要は認められなければならぬ旨を説いた。隨つて國內の一般の利益は錫獨占に依存するとまで書き記した。これぞ當時の反獨占法及び經濟倫理を斥けて、最高の國家權力が民間のカルテル運動と紛ふ方もなく協力したことを示す特筆に値する文書でなければならぬ。反獨占法も輿論も既に益々現實から離れつつあつたのを見るべきである。

- (40) W. Sombart, *Der moderne Kapitalismus*. München 1928. Bd. I. S. 369.
- (41) Strieder, S. 371 ff.
- (42) E. R. Daenel, *Die Blüte eit der deutschen Hanse*. Berlin 1906. Bd. I. S. 61 ff.
- (43) A. Smith, *Wealth of Nations*. Cannan's Edition. (3rd. ed. 1922) Vol. II. p. 129.
- (44) Isay, S. 12.
- (45) R. Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger*. Geldkapital und Kreditverkehr im 16. Jahrhundert. 2 Bde. 3 A. Jena 1922.
- (46) M. Jansen, *Jakob Fugger der Reiche*. Studien und Quellen 1. Leipzig 1910.
- (46) Piotrowski, P. 236.
- (47) Ehrenberg, Bd. I. S. 398.

- (48) Jan'en, S. 30 ff.
- (49) Ebenda, S. 160.
- (50) Strieder, S. 367.
- (51) Ebenda, S. 212. ff.
- (52) Ebenda, S. 420. ff.
- (53) Ebenda, S. 84.
- (54) Ebenda, S. 427.
- (55) Ebenda, S. 424.

四

第十六世紀に於ける獨逸鑛業は、その獨占的なカルテル組織の圈を徐々に擴大して行つた。先づ一五二七年には、ライプチツヒの主要な商人の間に、中歐全體を蔽ふ鑛業をカルテルに大同團結せしめようといふ企圖が現はれた。一五二七年のライプチツヒ獨占計畫 *Leipziger Monopolprojekt von 1527* と稱せられるものが即ちこれである。⁵⁶⁾ この計畫はサクソニア公ゲオルクの援助を籍り、ゴスラー Goslari 地方の鉛の生産全體、ボヘミア地方及びサクソニア地方の錫の生産全體、ボヘミア地方の銅及び銀の生産を合同して、その營業をライプチツヒの商人の手に集中しようとしたものである。獨占を形成するための口實は、市民の「共通の福利」であ

つた。ゲオルクはこの計畫に賛意を表し、特に國外の生産者にまでカルテル参加を勸奨した。併しながら協調は遂げられず、計畫の全部は水泡に歸した。

然るにその後一五三八年にゲオルク公の特權に依り錫取引についての強制カルテルが形成せられた。⁵⁷⁾ 即ちライプチツヒの商人ミカエル・プッフラー Michael Puffler と S 々者に、三年間アルテンベルク Altenberg・ラウエンシュタイン Launstein 及びベルンシュタイン Bernstein に於ける鑛山の産出高全部の販賣につき獨占が與へられた。これ等の鑛山はゲオルクの特許狀に定められた價格で生産物の凡てをプッフラーに豫め販賣しなければならなかつた。而してプッフラーはカルテルの加盟者の採掘に對し必要に應じて融資しなければならなかつた。尙ほ同じ頃、エーレンフリーダースドルフ Ehrenfriedersdorf・ツーム Thum 及びガイヤー Geyer の錫鑛でも三年間右と同様の條件のカルテルが成立した。

これより先き一五三四年に右のプッフラーと比肩せられるフェーラーの創意に基き、約十年の準備交渉を要したところの銅カルテルが成立を見た。⁵⁸⁾ これはチューリンゲン地方に於てマンسفールド Mansfeld 伯爵の鑛山の鑛石を製鍊したところの熔鑛爐を結成させたもので、今日に於ける生産カルテルに該當すると見られる。仍て稍々詳細に敘述を與へる必要がある。

このカルテルの結成の原因は、他のカルテルの起源をなすものと異るところなく、競争即ち同業者の利益の減少であつた。フェーラーの熔鑛爐のアーンシュタット Arnstadt は一五二四年にはチューリンゲン地方に於

ける最も重要なものであつたが、在來の争はれぬ地位を失ひ始めた。特にその脅威となつたものはロイテンベルク Leutenberg 會社に屬する熔鑛爐の競争である。各々の熔鑛爐は粗銅鑛の購入に主力を傾け、競争の相手方を打倒しても自らの生産を増大しようと努めるに至つたのである。同時に双方とも市場に於ける銅の價格を切下げることによつて、顧客の争奪を始めた。隨つて豫期した利益を收め得ぬのみならず、彼等は甚しい損失を招いた。然るに彼等は何れも優勝を期する程有力でなかつた。自己保存の本能は互に鬭争を熄め、協調の道を歩むべきことを覺らしめた。かくてこの自覺に基き、ロイテンベルク熔鑛爐の創設者たり所有者たるマンズフェルド伯爵にカルテルを懇請したのがフューラーであつた。

フューラーの計畫に従へば、双方の熔鑛爐は規模、施設、産出等を平等にする。經營は別々であつても、完全に一致した行動を採る。双方の損益の全部は毎年合計して、平等に分配する。新企業の經營は双方から六名宛の代表者を出して構成した委員會によつて行ひ、この委員會には尙ほマンズフェルド伯爵が参加して決定的投票をなす。然るにこのフューラーの提案特に規模の平等に對し、ロイテンベルク側の者は反對した。その最も強硬な反對論者はヤコブ・ウエルザーで、彼はロイテンベルクの熔鑛爐がカルテルによつて結ばれなくても、優に發展の可能性があると主張した。彼はチューリンゲンの銅がその質に於て歐洲の市場では冠絶せることから、競争に勝利を占める自信を抱き、カルテル結成は徒らに將來の販賣擴張を妨げるものであるとして、徹頭徹尾カルテルに不賛成を唱へた。それにも拘らず交渉は中止されることなく、實に數年に亘つた。四

百年前のカルテル交渉を今日のそれと比して、停頓澁滞の状態に陥る點まで相似るといつて宜いであらう。

さて上のカルテル交渉は當時歐洲で激増しつつあつた銅生産者の全體の間に競争の加はるに伴ひ頻繁になつた。無統制の生産は益々市場の需要を超え、価格は低落し始めた。恐慌は正にチエーリンゲンの熔鑛爐全部を襲はんとしつつあつた。この秋に際しフェーラーは一五二九年に再びカルテルに關する新計畫を發表した。この新計畫ではフェーラーとロイテンベルク會社との外に、マンスフェルド伯爵の鑛山から原鑛を仰ぐ別の七個の熔鑛爐を含むこととした。而してカルテルとしては全部の企業の生産高を需要に調整し、銅につき均一價格を定めることとした。この提案は生産の割宛及び販賣の統一をなすところの生産カルテルと價格カルテルとを結合したものとといふべきで、或る程度まで地域カルテルをも併せてゐる。即ち現時に於ける最も高度の生産カルテルに類すると稱して差支ない。

然るにフェーラーの新計畫は再びウエルザーの容れるところとならなかつた。ウエルザーはかゝるカルテルが競争の排除によつて銅の價格を望通りに引上げ得べきことを認めるが、販賣の擴張によつて營業を發展せしめる方が更に重要であると考へたのである。ウエルザーはこれがためカルテルを形成するより、寧ろ激しい競争心を營業に吹込むべきであるとした。彼の見解によれば、競争は企業に於ける強者には危険でなく、銅の廉賣は却つて劣弱企業を潰滅せしめる。即ちウエルザーは自らの熔鑛爐が當時フェーラーのそれよりも優勢にあることを恃んで、執拗にカルテル反對を繰返したのである。

フェーラーは熱心な努力を続けたにも拘らず、到底ウエルザーの反對を翻すことは出来なかつた、然るにその後、に於ける事實上の経過として銅市場の不況と生産過剰に基く價格の低落とは、マンスフェルド熔鑛爐の自信を傷けることとなり、遂に一五三一年にフェーラーをして當分の内、アーンシュタット・グレーフェンタール Gräfental・シュタインネック Seinech 及びシエワルツア Schwarza の四つの熔鑛爐を一つのカルテルに結成せしめるに至つた。このカルテルは主としてフェーラーの計畫に基くものであつた。そのためウエルザーを成員とするロイテンベルク會社の熔鑛爐はカルテルの云はばアウトサイダーとなり、尙ほその勢力下にある他の二つの熔鑛爐もカルテルに参加しなかつた。ウエルザーは自らの政策の失敗であつたことを悟るや、一五三四年にロイテンベルク會社から脱退し、同時に銅に關する事業から一切手を引いた。かくてフェーラーの計畫を實現する上の最後の障礙は除去され、同年マンスフェルド盆地の精鍊工場凡てを含むカルテルが形成された。

このカルテルの組織は販賣が部分的にのみ統一され、他方生産者の結合が緊密であつたといふ點に於て、フェーラーの計畫通りとはいへなかつた。詳言すれば生産は割當により、カルテルの加盟者は契約で自己に割當てられた數量以上を生産してはならなかつた。且つ各自が一定期間市場に持出すことの出来る銅の數量も嚴密に規定された。また販賣については、ニュールンベルクとフランクフルトとの市場に於てのみとせられ、熔鑛爐が交代で販賣した。販賣の附合は公の秤量係によつて實施せられ、この係は契約當事者の細かな條件、販賣された銅の重量、販賣の月日等を記録に收めた。同じ記録は秤量係が取引毎に熔鑛爐に送るところの傳票にも

記され、熔鑛爐で自らの帳簿を監査することを得せしめ、この帳簿をカルテル加盟者の全員が保存しなければならぬことにした。販賣は凡てカルテルにより任命せられた特殊の機關を通じて共通の經費の下になされた。併しこれはフエトラの提案に係る恒久的な販賣機關と混同してはならぬ。上の機關はカルテル自身のために販賣したのでなくて、カルテルの各員の名に於て販賣したからである。

この外、販賣の組織はフランクフルトの定期市の開かれる場合に、特殊の方法を採つた。即ち市の開かれる以前にカルテル加盟者全員の協議會を催し、市に出荷すべき銅の數量を個別的に決定した。市に於ける販賣は既に統一せられ、カルテル加盟者の會議でその都度指名を受ける二人の商人によつて行はれた。これ等の商人は一時的の販賣機關を組織し、これにフランクフルトで處分する銅の數量を加盟者は通知する義務があつた。この一時的の販賣機關は同時に今一つの職能を竭さなければならなかつた。それはカルテル加盟者が銅製錬に使用する原料即ち鉛を共同に購入したことである。各加盟者は開市以前に鉛の所要量を上の販賣機關に共同購入のため通知し、販賣機關は所要量の全部を一纏めにして購入した。この方が結局安く購入し得、銅の生産費を節減することになつたのはいふまでもない。この點右のカルテルはフエトラの計畫よりも一步を進めたものと見なければならぬ。

各々の熔鑛爐は銅が最良の質のものであることに注意を拂ひ、外國産の銅と混じてゐないことに責任を持たなければならなかつた。このため製品には各會社の刻印を附けることにした。且つ加盟者が嚴守すべき販賣價

格も定められたが、これはフェーラーの計畫に基くもので、云はば價格カルテルの性質を帯びるのである。他方、支拂條件が一定せられ、如何なる事情があらうとも六箇月を超えてはならぬとしたのは、今日の條件カルテルと同様である。進んで債務が六箇月以内に回収されぬ場合に、損失をカルテル加盟者全部に平等に分割負擔せしめたのは、或る意味に於て今日の利益共同組合 *Interessengemeinschaft* の一種であることが出来る。

かくてカルテル中最も有力なロイテンベルク會社は、特權的地位を與へられ、アントワープの重要な市場を確保することとなつた。固よりカルテル成立前も會社はアントワープ市場にマンスマエルドの銅を供給し、生産高の三分の二以上を茲で販賣したが、カルテル成立後は生産數量、販賣條件、價格等につき一層擅に振舞ふことになつた。加ふるにカルテルは同業者による競争の可能性を排除し、競争者は和蘭に向け銅を輸送したりロイテンベルク會社と衝突したりすることは出来なくなつた。即ちこのカルテルは或る程度まで販路カルテルを髣髴たらしめるものである。

カルテル協定から生ずる加盟者間の紛争は、特別の仲裁に委ねられた。即ち事件は三人の裁判者の前で審議せられたが、先づ事件に無關係の二人の仲裁人がカルテルにより任命せられ、仲裁人が更に裁判者を選擧するといふ任組になつてゐた。

以上の如くしてマンスマエルド熔鑛爐のカルテルは、これに信頼を寄せた者を裏切るやうなことはなかつ

た。例へば今日まで保存されてゐる數字を見るに、ロイテンベルク會社の配當はカルテル成立前一二%であつたが、カルテル成立後の翌年（一五三五年）には一四%に増加し、一五三六年には一九%を示し、その後は一〇〇フロリーシンの持分につき二二フロリーシニングロシエンの利益を收めた。即ち會社の利益はカルテル組織により三年以内に倍以上になつたのである。

併しながら第十六世紀の中葉に至りさしも繁榮に赴いたカルテルも漸く凋落の色を現はした。その原因はカルテルを構成する各會社の成員に變動が起つたからである。このことは經營の能率の上に不利を與へ、特にロイテンベルク會社の如きは既得のアントワープに於ける銅市場を喪失した。これ等の事情から、その頃多數に勃興して來た競争企業の對立は促進され、カルテルの没落は一層早められたのである。

銅カルテルにはその後一五四八年に、國王フェルデナンド一世の援助の下にチロール産銅の採掘者たるフツガト會社とハンガリア産銅の開発者たるマンリッヒ Manlich 會社との間に結成されたがものもあるが、茲にはその敘述を省き、同じ頃ボヘミア産錫につき組織された強制カルテルに眼を轉ずることにする。このカルテルも右のフェルデナンド王の特許狀（一五四九年十二月六日附）によつて成立したもので、アウグスブルクの商人コンラード・マイル Conrad Mayr とシフ者が牛耳を取つた。⁶¹⁾ 錫カルテルは既に一五三八年サクソニアに先例のあることで、ボヘミアに於けるものは先例に倣つたといつても差支ない。先づボヘミアの鑛山全部は強制的にカルテル加盟者とせられ、加盟者は產出高を一切マイルに販賣すべき義務を負ひ、マイルはボヘミア産

錫の販賣の獨占を三年間掌握した。その代りマイルは王に三萬ギルダの金を貸上げることとし、また王にカルテルによる利益を分配することとした。特に注目すべきは王がマイルの要求に従ひ、サクソニア公と交渉してサクソニア公をもカルテル協定に参加せしめると證言を與へた一節である。ボヘミア及びサクソニアの錫生産者間の協定は、マイルの獨占政策を容易に挫折せしむべき競争を除去する意味を有したのである。

右の計畫には二つの擇ぶべき道が與へられた。即ち一は價格カルテルとして、ボヘミア及びサクソニアの生産者に共通の價格を守るやう拘束することであつた。而して他は販路カルテルとして、兩者間に市場を分割することにより競争を除去することであつた。萬一豫期以上の困難が発生しカルテルの形成を不可能ならしめるやうな場合には、王はサクソニア及び他國の錫に對してはハップスブルク王家に所屬する地域の疆界を封鎖することにより、ボヘミアのカルテルの獨占を保證するとまで特許狀に明記したのである。それにも拘らず王の努力は效を奏することなく、カルテルは成立しなかつた。サクソニアの生産者はその錫をマイルのカルテルよりも廉價にボヘミアの市場に販賣し、マイルのカルテルの存續を危殆に瀕せしめるに至つた。茲に於てボヘミアのカルテルを救済するため、王は一五五〇年九月二十日の約束に基き、ハップスブルク王家の國境は外國産錫の輸入に對し閉鎖すべしと命ずる敕令を出した。外國産錫の國境內通過さへも峻烈な所罰を加へて禁止した。然るにこの敕令も期待した程の效果を示さず、サクソニア産錫の禁制輸送はマイルの獨占を顛覆せしめようとした。仍て一五五一年三月王は再び命令を發し、税關吏員に密輸入に對する特別の注意を喚起するところ

があつた。而もこれ亦無益に終り、外國からの競争は愈々危急を告げた。外國産の錫はボヘミア産の錫より三五%も安く販賣せられ、マイルとしてもボヘミアの生産者にそれ以上價格の引下げを奨めることは到底忍びなかつた。その結果は他方に錫が日常の必需品でなかつたといふこともあつて、需要の激減とならざるを得なかつた。

事茲に到つては前途は益々暗憚たるものとなつた。王は事態の匡救のためツェントネル當り二フロロリンだけ持分の利益を縮小し、カルテルに對し國庫に納入する租税を凡て免除した。かくても尙ほ効果が見えぬので、マイルは莫大な手持品を賣放つために價格を急にツェントネル當り一四フロロリンから十二フロロリンに引下げた。これによつてマイルは約十萬フロロリンの損失を蒙つた。外國の競争はマイルの顛落を來さしめるであらうといふ豫感は、餘りにも的中したといつて宜い。期待した保護關稅も競争には克てなかつた。このカルテルが強制的でありながら、自由競争によつて擊破されたのは、抑も競争の結果生じたものでなくフェルヂナンド王の個人的な利益追及から起つたものであつたからである。他方、生産者自身がカルテルに多くの注意を拂はなつたのは、カルテルの極めて攻勢的な高い價格は彼等の錫の販賣を困難にするばかりであつたからである。

かくてフェルヂナンド一世とマイルとの計畫は、一五六八年の終に至つて國王マキシミリアン二世によつて更新された。⁶²⁾ マキシミリアン二世は彼に新しい資金を供給するやうな別の錫獨占を、南部獨逸の商人と組織

しようと企てたのである。商人は獨占を興へられるのに對し、王に融資を圖り且つ利益を分配しなければならなかつた。その利益の分配は一ツェントネルにつき最低一・五フロリンと定められた。王は右の資金を以て基督教徒の宿敵土耳其人に對する國防費に宛てると公言したが、これは經濟倫理的非難に對する回避、即ち獨占に反感を抱く輿論への辯疏と解釋せられぬこともない。而してこの場合にも一五四九年のマイルの強制カルテルの形成に見られた通り、王の直接の動機が個人的利益に存したことは蔽ふべくもない。別言すれば國家の經濟的必要と何等關するところなく、況んや既述のマーカンチリズムの精神とは無縁のものであつた。かくて遂に一五六八年の錫カルテルは成立することなく葬り去られた。

當時サクソニアの錫については多くの自發的なカルテルが存在した。それが一五六二年にゲオルク・フートヘル Georg Hutherr とアルテンベルク Altenberg の五人の錫卸商によつて一のカルテルに結成せしめられ、サクソニア公の支持を受けた。⁽⁶³⁾これは價格カルテルであると同時に、間接に生産の數量に統制を加へるものであつた。即ちこのカルテル契約では價格を決定したのみならず、カルテル加盟者たる商人が二年間に生産者から一定の價格で購買せねばならぬ錫の量を決定したのである。隨つてこの一定量以上を生産することは生産者にとつての利益とならなかつた。何となれば生産者はカルテル契約の存續する限り、錫を處分し得なかつたからである。この種のカルテルはサクソニアでは一五六四年にも一五六六年にも形成せられたが、何れも契約中には既述の古い獨占組織に通有の「錫購買」Zinnkaufといふ名稱を附けたのである。⁽⁶⁴⁾

尙ほ市場を獨占したカルテル運動は他の鑛業部門にも幾多現はれ、特にフツガト家が殆ど凡てのカルテルに關係したのであるが、カルテル形態の史的發展に寄與せぬものに就ては茲に論及することを須ひぬ。仍て以上で第十六世紀に於ける獨逸のカルテルにして注目を要するものの概觀を終るが、重ねてこの世紀がカルテル運動の歴史にとり最も興味ある時期に屬すること、且つ當時の文献に現時屢々誤つた解釋が加へられてゐることを指摘して置きたいのである。

—二六〇〇・九・一三一—

- (56) Strieder, S. 242 ff.
 (57) Ebenda. S. 251 ff.
 (58) Ebenda. S. 159. W. Sieda, Aeltere deutsche Kartelle. Schmollers Jahrbuch. 37. Jahr. Heft 2. 1913. S. 198 ff.
 (59) W. Möllenberg, Die Eroberung des Weltmarktes durch das Mansfeldische Kupfer. Gotha 1911. S. 82. Quoted in Piotrowski, p. 266. Sieda, S. 202.
 (60) Piotrowski, p. 267.
 (61) Strieder, S. 258 ff.
 (62) Ebenda. S. 279. ff.
 (63) Ebenda. S. 446.
 (64) Ebenda. S. 451.